

第14号
(補助金)

月日	分類番号		
2	K · 03 · 000		
長	総務課長	副町長	町長
○	○	○	○

資料1-S

高知県指令19高知林改第62号

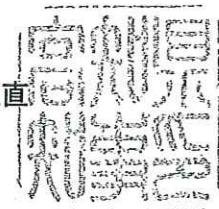
補助金交付決定通知書

補助事業者名 土佐町 様

平成20年2月6日付けで補助金交付申請のあった平成19年度造林事業補助金については、下記条件により金722,758円を交付することに決定したので通知する。

平成20年 3月25日

高知県知事 尾崎 正直



記

- 1 高知県造林事業補助金交付要綱及び高知県造林補助事業実施要領に従わなければならない。
- 2 この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を、本年度を含む6ヶ年間整理保管しなければならない。
- 3 造林補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内にアに掲げる行為又は当該作業道等に係市町村森林整備事業計画若くは造林計画期間内にイに掲げる行為をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該転用等（転用、用途変更又は伐採除去をいう。以下同じ。）に係る森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。
 - ア 当該補助事業の施行地の森林以外の用途への転用（補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃貸権、地上権等の設定をさせた後、当該補助事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。この項及びイにおいて同じ。）又は補助事業の施行地上の立木竹の全面的な伐採除去を行う行為。
 - イ 当該補助事業で開設し、又は改良した育成单層林作業道等（育成单層林作業道、育成複層林作業道、機能増進保育作業道、森林空間作業道、糸の森作業道、特定林地改良作業道、衛生伐作業道、特定間伐作業道、長期育成循環作業道）及び居住地森林作業道（以下「作業道等」という。）の全部若しくは一部の転用若しくは用途変更又は補助金の交付の目的を達成することが困難となる行為。
- 4 作業道等の開設又は改良に係る造林について、補助対象となる事業規模以上実施しないとき（天災等不可抗力によるものとして知事が認めたときを除く。）は、交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- 5 市町村森林整備事業計画に基づいて行う造林事業において、当該事業計画の承認の取消しの通知

土佐町森林組合
代表理事組合長 高石省三 殿

全国森林組合連合会会長



「緑の雇用担い手対策事業」事業実施計画の承認

平成21年5月22日付にて提出のあった事業実施計画については、下記の条件を付してこれを承認するので、当該計画に即して事業を実施されたい。

記

I 承認の内容

1 事業体名 土佐町森林組合

2 研修生数	4人	基本研修	2人
		高度化研修	2人
		森林施業効率化研修	0人

3 高効率作業システム研修

研修班数	0班
整備面積	0.00 ha

4 助成金 10,637,300 円

(雇用促進・継続支援 960,000円を含む)

ただし、事業の内容が変更された場合における助成額については、別に通知するところによるものとする。

II 助成金の交付の条件

事業実施計画に基づき実施した研修に対する助成は、次の条件を遵守していると認められる場合において行う。

- 事業の実施に当たっては、この助成金に係る法令、交付要綱、林業・木材産業等振興対策事業実施要領、林野庁運用通達（「緑の雇用担い手対策事業の実施について」（平成10年4月8日10林野組第70号林野庁長官通知（平成21年3月31日20林政経第285号の改正）その他、全国森林組合連合会（以下「全森連」という。）が定める「内規」（平成21年4月1日）によるものとする。
- 助成金の交付を申請するに当たって、当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないため、消費税等相当額を含めて申請した各事業体については、次の条件に従わねばならない。
 - 事業者は、実績報告を行うに当たって、当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを助成額から減額して報告しなければならない。
 - 事業者は、実績報告の提出後に、消費税および地方消費税の申告により当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（実績報告において前期①により減額した場合にあっては、その金額を減じた額を上回る部分の金額）を速やかに全森連に報告するとともに、全森連の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。
- 事業者は、この助成金にかかる収入および支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入および支出について証拠書類を、事業終了の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- 事業者は、善良な管理者の注意をもって事業を行わなければならない。
- 事業者が前記の条件に違反した場合又は全森連の付した条件に違反した場合は、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

以上

様式 9-3 助成金交付申請書（2）

平成22年4月1日

全国森林組合連合会会長 殿
 (地方取りまとめ機関経由)

土佐町森林組合
 代表理事組合長 高石省三

平成 21 年度緑の雇用担い手対策事業助成金交付申請書（年間）

下記の通り申請します。

記

1. 承認計画

承認日	平成21年8月4日
承認番号	21全森担発 第12号

2. 平成 21 年度年間実績額

区分		助成対象経費	経費内訳	送金先口座	
実地研修	基本研修	4,810,281	全額国庫助成	金融機関名	土佐れいほく農協
	技術高度化研修	1,743,781		支店名	本所
	高効率作業システム研修	0		預金種目	普通
	雇用促進・継続支援	958,176		口座番号	0681407
実績額計		7,512,238	(フリガナ)	トサチョウシンリンクミアイ	
			口座名義	土佐町森林組合	

↑前回の振込先と変更無し

3. 年間申請額

区分	助成対象経費 (A)	7,512,238
	上期受領額 (B)	2,604,082
	今回申請額 (C)=(A)-(B)	4,908,156

4. 実施状況報告書

実績報告書のとおり（報告済）

以上

①助成金の交付申請は、上期実績報告及び年間実績報告後に申請。

②申請の手順は、実施事業体は地方取りまとめ機関に申請文書を上げ、地方とりまとめ機関はこれを一括取りまとめて整理のうえ、事業体からの申請文書とともに全森連に提出する。



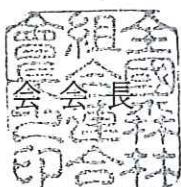
21全森担発 第4号

平成21年4月28日

土佐町森林組合

代表理事組合長 高石 省三 殿

全国森林組合連合



平成20年度「緑の雇用担い手対策事業」補正分に関する事業実施計画の承認

平成21年3月31日付にて提出のあった事業実施計画については、下記の条件を付してこれを承認するので、当該計画に即して事業を実施されたい。

記

I 承認の内容

- | | |
|----------|-----------|
| 1 事業体名 | 土佐町森林組合 |
| 2 補正分助成金 | 300,000 円 |

ただし、事業の内容が変更された場合における助成額については、別に通知するところによるものとする。

II 助成金の交付の条件

事業実施計画に基づき実施した研修に対する助成は、次の条件を遵守していると認められる場合において行う。

- 1 事業の実施に当たっては、この助成金に係る法令、交付要綱、林業・木材産業等振興対策事業実施要領、林野庁運用通達（「緑の雇用担い手対策事業の実施について」（平成10年4月8日10林野組第70号林野庁長官通知（平成21年1月27日20林政経第254号の改正）その他、全国森林組合連合会（以下「全森連」という。）が定める「内規」（平成20年4月1日）によるものとする。
- 2 助成金の交付を申請するに当たって、当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないため、消費税等相当額を含めて申請した各事業体については、次の条件に従わねばならない。
 - ① 事業者は、実績報告を行うに当たって、当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを助成額から減額して報告しなければならない。
 - ② 事業者は、実績報告の提出後に、消費税および地方消費税の申告により当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（実績報告において前期①により減額した場合にあっては、その金額を減じた額を上回る部分の金額）を速やかに全森連に報告するとともに、全森連の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。
- 3 事業者は、この助成金にかかる収入および支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入および支出について証拠書類を、事業終了の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- 4 事業者は、善良な管理者の注意をもって事業を行わなければならない。
- 5 事業者が前記の条件に違反した場合又は全森連の付した条件に違反した場合は、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

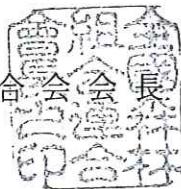
以上



20全森担発 第22号
平成20年8月19日

土佐町森林組合
代表理事組合長 高石省三 殿

全国森林組合連合会会長



「緑の雇用担い手対策事業」事業実施計画の承認

平成20年5月8日付にて提出のあった事業実施計画については、下記の条件を付してこれを承認するので、当該計画に即して事業を実施されたい。

記

I 承認の内容

1 事業体名 土佐町森林組合

2 研修生数	5人	基本研修	2人
		高度化研修	3人
		森林施業効率化研修	0人

3 高効率作業システム研修

研修班数	0班
整備面積	0.00 ha

4 助成金 9,877,700 円／

ただし、事業の内容が変更された場合における助成額については、別に通知するところによるものとする。

II 助成金の交付の条件

事業実施計画に基づき実施した研修に対する助成は、次の条件を遵守していると認められる場合において行う。

- 事業の実施に当たっては、この助成金に係る法令、交付要綱、林業・木材産業等振興対策事業実施要領、林野庁運用通達（「緑の雇用担い手対策事業の実施について」（平成10年4月8日10林野組第70号林野庁長官通知）その他、全国森林組合連合会（以下「全森連」という。）が定める「内規」（平成18年4月1日）によるものとする。
- 助成金の交付を申請するに当たって、当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないため、消費税等相当額を含めて申請した各事業体については、次の条件に従わねばならない。
 - 事業者は、実績報告を行うに当たって、当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを助成額から減額して報告しなければならない。
 - 事業者は、実績報告の提出後に、消費税および地方消費税の申告により当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（実績報告において前期①により減額した場合にあっては、その金額を減じた額を上回る部分の金額）を速やかに全森連に報告するとともに、全森連の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。
- 事業者は、この助成金にかかる収入および支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入および支出について証拠書類を、事業終了の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- 事業者は、善良な管理者の注意をもって事業を行わなければならない。
- 事業者が前記の条件に違反した場合又は全森連の付した条件に違反した場合は、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

以上

様式 9-3 助成金交付申請書（2）

発信番号：

平成21年3月31日

全国森林組合連合会会長 殿
 (地方取りまとめ機関経由)

土佐町森林組合
 代表理事組合長 高石省三

平成 20 年度緑の雇用担い手対策事業助成金交付申請書（年間）

下記の通り申請します。

記

1. 承認計画

承認日	平成20年8月19日
承認番号	20全森担発 第22号

2. 平成 20 年度年間実績額

区分		助成対象経費	経費内訳	送金先口座
実地研修	基本研修	4,818,199	全額国庫助成	金融機関名 土佐れいほく農協
	技術高度化研修	3,026,766		支店名 本所
	高効率作業システム研修	0		預金種目 普通
	実績額計	7,844,965		口座番号 0681407
				フリガナ トサチョウシンリンクミアイ
				氏名 土佐町森林組合

3. 年間申請額

区分	金額
助成対象経費 (A)	7,844,965
上期受領額 (B)	2,415,032
今回申請額 (C)=(A)-(B)	5,429,933

4. 実施状況報告書

実績報告書のとおり（報告済）

以上

①助成金の交付申請は、上期実績報告及び年間実績報告後に申請。

②申請の手順は、実施事業体は地方取りまとめ機関に申請文書を上げ、地方とりまとめ機関はこれを一括取りまとめて整理のうえ、事業体からの申請文書とともに全森連に提出する。



19全森担発第16号
平成19年7月30日

土佐町森林組合
代表理事組合長 高石省三 殿



「緑の雇用担い手対策事業」事業実施計画の承認

平成19年5月17日付にて提出のあった事業実施計画については、下記の条件を付してこれを承認するので、当該計画に即して事業を実施されたい。

記

I 承認の内容

- | | | | |
|--------|--------------------------|--------|----|
| 1 事業体名 | 土佐町森林組合 | | |
| 2 研修生数 | 6人 | (基本研修) | 3人 |
| 3 助成金 | 高度化研修 3人)
11,183,200円 | | |

ただし、事業の内容が変更された場合における助成額については、別に通知するところによるものとする。

II 助成金の交付の条件

事業実施計画に基づき実施した研修に対する助成は、次の条件を遵守していると認められる場合において行う。

1 事業の実施に当たっては、この助成金に係る法令、交付要綱、林業・木材産業等振興対策事業実施要領、林野庁運用通達（「緑の雇用担い手対策事業の実施について」（平成10年4月8日10林野組第70号林野庁長官通知）その他、全国森林組合連合会（以下「全森連」という。）が定める「内規」（平成18年4月1日）によるものとする。

2 助成金の交付を申請するに当たって、当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないため、消費税等相当額を含めて申請した各事業体については、次の条件に従わねばならない。

① 事業者は、実績報告を行うに当たって、当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを助成額から減額して報告しなければならない。

② 事業者は、実績報告の提出後に、消費税および地方消費税の申告により当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（実績報告において前期①により減額した場合にあっては、その金額を減じた額を上回る部分の金額）を速やかに全森連に報告するとともに、全森連の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

3 事業者は、この助成金にかかる収入および支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入および支出について証拠書類を、事業終了の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

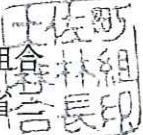
4 事業者は、善良な管理者の注意をもって事業を行わなければならない。

5 事業者が前記の条件に違反した場合又は全森連の付した条件に違反した場合は、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

以上

平成20年4月1日

全国森林組合連合会会長 殿
 （地方取りまとめ機関経由）

土佐町森林組合
 代表理事組合長 高石省吉


平成 19 年度緑の雇用担い手対策事業助成金交付申請書
 第2回目

下記の通り申請します。

記

1. 承認計画

承認日	平成19年7月30日
承認番号	19全森担発第16号

2. 平成 19 年度実績額

区分	助成対象経費	経費内訳	送金先口座
実地研修	育成研修	6,152,000	金融機関名 土佐れいほく農協 支店名 本所
	実践研修	200,000	預金種目 普通 口座番号 0681407
	小計	6,352,000	フリガナ トサチョウシンリンクミアイ
	技術高度化研修	3,061,832	氏名 土佐町森林組合
	実績額計	9,413,832	

3. 2回目申請額

区分	金額
助成対象経費 (A)	9,413,832
第1回目受領額 (B)	3,147,803
申請額 (C)=(A)-(B)	6,266,029

4. 実施状況報告書

実績報告書のとおり（報告済）

以上

①助成金の交付申請は、第一回目の実績報告及び年間実績報告後直ちに申請。

②申請の手順は、実施事業体は地方取りまとめ機関に申請文書を上げ、地方とりまとめ機関はこれを一括取りまとめて整理のうえ、事業体からの申請文書とともに全森連に提出する。

18全森担発第27号
平成18年7月31日

土佐町森林組合
代表理事組合長 高石 省三 殿

東京都千代田区内神田 1-1-12
全国森林組合連合会
代表理事長 國井 善夫

「緑の雇用担い手対策事業」事業実施計画の承認

平成18年5月15日付にて提出のあった事業実施計画については、下記の条件を付してこれを承認するので、当該計画に即して事業を実施されたい。

記

I 承認の内容

- 1 事業体名 土佐町森林組合
- 2 研修生数 5人 (基本研修3人 高度化研修2人)
- 3 助成額 10163000円

ただし、事業の内容が変更された場合における助成額については、別に通知するところによるものとする。

II 助成金の交付の条件

事業実施計画に基づき実施した研修に対する助成は、次の条件を遵守していると認められる場合において行う。

- 1 事業の実施に当たっては、この助成金に係る法令、交付要綱、林業・木材産業等振興対策事業実施要領、林野庁運用通達（「緑の雇用担い手対策事業の実施について」（平成10年4月8日10林野組第70号林野庁長官通知）その他、全国森林組合連合会（以下「全森連」という。）が定める「内規」（平成18年4月1日）によるものとする。
- 2 助成金の交付を申請するに当たって、当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないため、消費税等相当額を含めて申請した各事業体については、次の条件に従わねばならない。
 - ① 事業者は、実績報告を行うに当たって、当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを助成額から減額して報告しなければならない。
 - ② 事業者は、実績報告の提出後に、消費税および地方消費税の申告により当該

助成金交付申請書

第2回目

平成18年度緑の雇用担い手対策事業助成金交付申請書

平成19年4月10日

全国森林組合連合会会長 殿
 (地方取りまとめ機関経由)

高知県土佐郡土佐町土居26番地1
 土佐町森林組合
 代表理事組合長 高石省三


平18年7月31日付け全森担第27号で承認のあった本事業について、本年3月31日現在の実績額を取りまとめたので、助成金8,193,300円（前回までの申請額2,214,722円）を交付されたく、下記の通り関係書類を添えて申請する。

記

1 平成18年度実績額

区分		助成対象経費	経費内訳	送金先口座
実地研修	育成研修	5,203,500	全額国庫助成	金融機関名 土佐れいほく農協
	実践研修	841,000		支店名 本所
	小計	6,044,500		預金種目 普通
	技術高度化研修	2,148,800		口座番号 681407
	申請額計	8,193,300		フリガナ トサヨウシソリンクミアイ 氏名 土佐町森林組合

2 2回目申請額

区分	金額
助成対象経費(A)	8,193,300
第1回目受領額(B)	2,214,722
申請額(C)	5,978,578

3 実施状況報告書

実績報告書のとおり(報告済)

(注1) : 助成金の交付申請は、第一回目の実績報告及び年間実績報告後直ちに申請。

以上